

加入者(被保険者)は3種類



20歳になったら みんなが加入する国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金に加入します。会社員や公務員など厚生年金や共済組合に加入している人、またその配偶者も、国民年金の加入者です。

生活に変化があったときは、忘れずに届け出を国民年金は、厚生年金や共済組合などと常に関連しています。就職や退職、結婚など生活に変化があったときは、左下表のとおり届け出が必要です。各手続きに必要な書類等

は、個別に異なります。事前に、それぞれの手続き先にお問合せください。

会社を退職したときの手続き

退職などで厚生年金や共済組合の資格を喪失したときは、国民年金への変更手続きが必要です。《手続きの必要な人》退職した本人が60歳まで(配偶者が退職した人)

届け出が必要なとき

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
20歳になったとき(ただし、厚生年金などに加入していないとき)	未加入 1号	市年金グループ
	未加入 3号	配偶者の勤務先
就職したとき	1号・3号 2号	本人の勤務先
退職したとき(60歳までに厚生年金などをやめたとき)	2号 1号(配偶者は3号 1号)	市年金グループ(配偶者が第3号被保険者のときは、配偶者の届け出も必要)
結婚などにより、扶養されるようになったとき	1号・2号 3号	配偶者の勤務先
離婚や収入の増加などにより、扶養からはずれたとき	3号 1号	市年金グループ
他の市町村へ転出するとき	1号 1号	転出先の市町村(年金担当窓口)
	3号 3号	配偶者の勤務先

《手続きに必要なもの》
・本人の年金手帳(配偶者の届け出も必要ときは配偶者の年金手帳も)
・退職日または厚生年金(共済組合)の資格喪失日が分かる書類、雇用保険被保険者離職票、健康保険・厚生年金保険資格喪失証明書

の被扶養者になっていて60歳までのときは、配偶者の手続きも必要)また、退職した本人が60歳以上のときでも、配偶者が退職した人の被扶養者になっていて60歳までのときは配偶者の手続きが必要



先せん 問合せ先
市年金グループ国民年金チーム
(☎0798・35・3124)

書、「退職証明書」など) 認め印

ご存じですか? 様々な手当や給付

市年金グループ給付チームは、児童手当や児童扶養手当、市民福祉金などに関する事務を行っています。それぞれの制度で支給要件が異なりますので、個別にご相談ください。

健やかな成長を願い
児童手当
児童扶養手当など
子どもの健全な成長を願って児童手当などを支給しています。所得制限などがあります。

- 児童手当**
対象は、小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している人
- 児童扶養手当**
対象は、父との死別(遺族年金などが受けられないとき)や父母の離婚などで父と生計を共にできないか、重度障害などの父をもつ児童の母が養育者、支給期間未だ、18歳到達後最初の年度末まで
- 特別児童扶養手当**
対象は、障害程度が中度以上の20歳未満の児童を養育する人
- 障害者や遺児に**
市民福祉金
国民年金の制度的な理由で、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けられない外国人などの高齢者(1926年4月1日以前生まれの人)や重度障害者に、本市独自の制度として「外国人等高齢者・重度障害者特別給付金」を支給しています。
- 障害福祉金**
対象は、身体障害者手帳療育手帳、軽度以上の判定書または精神障害者保健福祉手帳を交付されている人
すでに手帳などの交付を受けていて申請がまだの人、早めに申請をしてください
- 遺児福祉金**
対象は、18歳未満の児童(高校などに在学中のときは20歳未満)で、両親または父か母がいらない状態か、父または母に重度障害のある人

年金に関する大部分の窓口は
西宮社会保険事務所
国民年金の保険料納付や口座振替、年金手帳の発行、厚生年金に関すること、すでに年金を受給中の人に関することなど、年金に関する事務の大部分は、社会保険事務所が取り扱っています。
西宮市の管轄は、西宮社会保険事務所(津門大塚町8-26 ☎0798・33・1285)です。

先せん 問合せ先
市年金グループ給付チーム
(☎0798・35・3190)

差込プラグはまっすぐしっかりと 差し込みましょう

差込プラグをコンセントに中途半端に差し込むと、接触不良になってプラグやコンセントなどが過熱して事故になるおそれがあります。プラグは必ずまっすぐにしっかりと差し込んで使用しましょう。



電気を安全に使いましょう。

- 主な業務
- 一般のご家庭や商店を定期的におうかがいする電気安全診断
 - ビル・工場・事務所などの電気設備の保安管理と試験
 - 電気についての総合コンサルティング
 - 電気の使用と安全についての広報

みえない電気 みまもる技術

財団法人 **関西電気保安協会**
http://www.ksdh.or.jp
神戸支部 神戸市灘区神戸木通2丁目4-8
TEL(078) 882-3471(代表)